

## だいしん教育プラン

大垣西濃信用金庫  
(令和4年4月1日現在)

1. 商品名	だいしん教育プラン
2. ご利用いただける方	<p>【来店型のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込時年齢が満20歳以上の方。</li> <li>・安定継続した収入のある方。</li> <li>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・当金庫の会員となれる方。</li> </ul> <p>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をして頂き、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	<p>申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金</p> <p>※①および②は、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>①就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む</p> <p>②就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <p>③申込人が①または②を用途として自信用金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※基金保証付教育カードローンは除く</p>
4. ご融資金額	1,000万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヵ月以上16年以内(元金据置期間は卒業予定月まで)
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. ご返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただけますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。</p> <p>大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地</p> <p>・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-47-7462 Eメール:compliance@ogakiseino-shinkinbank.jp</p> <p>・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

11. その他

お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。